

平成 22 年 1 月 8 日

地域金融円滑化のための基本方針

北星信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理体制の事務統括部門として、本部に「金融円滑化推進室」を設置し、この金融円滑化推進室の室長を金融円滑化管理責任者としました。
- (2) 理事会において、本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定について決議いたしました。
- (3) お客様へのきめ細かい経営改善支援を行うため、本部審査部に金融相談担当者を任命しております。
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、信金業界主催の「目利き力」研修講座に職員を派遣するとともに、審査部主催により融資担当職員に対して取引先の決算内容の見方等についての勉強会を実施しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸出条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の窓口をご利用ください。

北星信用金庫 経営管理部 電話番号 01654-2-1111（内線 261）

以上